前橋市市税条例新旧対照表

改　正　案	現　　行
附　則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第15条の2　省略 2　法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。 3～8　省略	附　則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第15条の2　省略 2　法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 3～8　省略